

京都市教育委員会訓令甲第3号

事務局

学 校

幼 稚 園

京都市立学校管理用務員特別退職等措置要綱の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

京都市教育委員会

教育長 在田正秀

京都市立学校管理用務員特別退職等措置要綱の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市立学校管理用務員特別退職等措置規程

第1条中「京都市立学校管理用務員（）」の右に「京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例第4条第1項に規定する会計年度任用管理用務員及び同条第3項に規定する臨時的に任用される管理用務員を除く。」を加える。

第4条第1号中「別表第1」を「別表」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)